

## 平成 22 年 7 月梅雨前線豪雨内水対策検討会規約

### (名称)

第 1 条 本会は、「平成 22 年 7 月梅雨前線豪雨内水対策検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 検討会は、平成 22 年 7 月に太田川流域において発生した内水はん濫に対し、今後の対応方策について検討することを目的とする。

### (構成)

- 第 3 条 検討会は、関係行政機関で構成し、構成員は別紙 1 のとおりとする。
- 2 検討会には座長を 1 名置く。
  - 3 座長は、中国地方整備局太田川河川事務所長があたる。
  - 4 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、検討会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (WG)

- 第 4 条 検討会には、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）をおく。
- 2 WGの構成員は別紙 2 のとおりとする。
  - 3 WGには、座長を 1 名置く。
  - 4 座長は、中国地方整備局太田川河川事務所副所長があたる。
  - 5 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、WGに構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

- 第 5 条 検討会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所調査設計第一課に置く。
- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

### (情報公開)

第 6 条 検討会における資料及び議論の要旨については、あらかじめ構成員に確認の上、公表するものとする。

### (雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附則

#### (施行期日)

この規約は、平成 22 年 8 月 12 日から施行する。

平成 22 年 7 月梅雨前線豪雨内水対策検討会  
構成員名簿

広島県土木局土木整備部 河川課長

広島県西部建設事務所 所長

広島市道路交通局 河川課長

広島市下水道局 計画調整課計画担当課長

広島市消防局危機管理部 防災課長

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所長

平成 22 年 7 月梅雨前線豪雨内水対策検討WG  
構成員名簿

広島県土木局土木整備部河川課 主任主査

広島県西部建設事務所 事業調整員

広島市道路交通局河川課 河川係長

広島市下水道局計画調整課 課長補佐 (第一計画係長)

広島市消防局危機管理部防災課 課長補佐

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所 副所長